

# 本 則

## 1 目 的

この選択約款は、当社の指定した金融機関等を通じてお客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法によりお客さまに料金を支払っていただくことを促進することによって、営業費の削減を図り、効率的な事業運営に資することを目的といたします。

## 2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第7項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成21年3月3日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

## 3 適用範囲

供給約款の従量電灯Bもしくは従量電灯Cまたは選択約款の時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯I、季節別時間帯別電灯IIもしくは高負荷率電灯により電気の供給を受け、当社の指定した金融機関等を通じてお客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法により料金を支払われるお客さまで、この選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

ただし、複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払われる場合には適用いたしません。

#### 4 契約の成立

初回振替契約は、お客さまの申込みを当社が承諾し、かつ、お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了したときに成立いたします。

#### 5 料 金

(1) 各月の料金は、当社が1回目の振替日として指定した日（以下「初回振替日」といいます。）にその前月の料金が引き落とされた場合には、従量電灯B、従量電灯C、時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯I、季節別時間帯別電灯IIまたは高負荷率電灯によって算定された早収料金の場合の金額から次の初回振替契約割引額を差し引いたものを早収料金として算定いたします。

なお、その前月の料金が初回振替日に引き落とされなかった場合には、従量電灯B、従量電灯C、時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯I、季節別時間帯別電灯IIまたは高負荷率電灯によって算定された早収料金の場合の金額を早収料金といたします。

初回振替契約割引額（1契約につき）	52円50銭
-------------------	--------

(2) 直前の検針日から需給契約の消滅の前日までの期間の料金は、(1)初回振替契約割引額は適用いたしません。

#### 6 初回振替契約の廃止

(1) お客さまが初回振替契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

(2) 初回振替契約は、次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ お客さまが、従量電灯B、従量電灯C、時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯I、季節別時間帯別電灯IIまたは高負荷率電灯による需給契約を廃止した場合は、需給契約が消滅した日に初回振替契約が消滅したものといたします。

- ロ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に初回振替契約が消滅したものといたします。

## 7 その他

その他の事項については、供給約款の従量電灯Bもしくは従量電灯Cまたは選択約款の時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯Ⅰ、季節別時間帯別電灯Ⅱもしくは高負荷率電灯にかかわる規定を準用するものといたします。

## 附 則

### この選択約款の実施期日

この選択約款は、平成21年4月1日から実施いたします。